

陳情第10号

中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見
書の提出に関する陳情

令和4年6月6日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定により
配付する。

令和4年9月1日 配付

京丹後市議会議長 谷津伸幸

京丹後市議会 議長 金田 そう仁 様

議会事務
総務課

中国共産党による臓器収奪の即時停止
ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳情者

住所：兵庫県伊丹市北伊丹 1-75

氏名：井田 敏美

電話：090-5158-9033

陳情の趣旨：

中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。

陳情の理由：

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きてきたまま臓器を強制的に摘出するということです。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

にわかには信じ難いことですが、2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。(※1)

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功(※2)は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

(1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したこととなります。

(2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。

(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われれます。

(※1) 各種決議案

① 欧州議会 中国での「臓器狩り」停止を求める決議案 (P7_TA(2013)0603) (2013年12月12日可決)

欧州議会オフィシャルネットに本決議案の翻訳が掲載されている。

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2013-0603+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>

② 米国下院議員 343号決議案案 (2016年6月13日可決)

<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-resolution/343/text>

(PDFファイル) : <https://www.congress.gov/114/bills/hres343/BILLS-114hres343eh.pdf>

(日本語訳) : <https://stop-oh.org/archives/35>

③ 英国で行われた中国民衆法廷での最終裁定 (2019年6月17日)

<https://chinatribunal.com/>

(要旨の日本語訳) 中国での良心の囚人からの強制臓器収奪に関する民衆法廷

<http://jp.endtransplantabuse.org/ct-finaljudge>

④ 欧州議会 中国共産党による生きて人間から強制臓器摘出に反対する緊急決議案 (2022年5月5日可決)

(日本語記事) : 欧州議会、中国政府の強制的な臓器摘出を非難する決議案を採択

<https://www.epochtimes.jp/2022/05/105622.html>

(日本語報道) : https://www.youtube.com/watch?v=_Bjk7lmlHy4

(※2) 法輪功とは

心の修養を重んじる中国の伝統的な気功修煉法で、心身の健康増進に顕著な効果があったことから、1992年に伝え出されて以来、瞬く間に中国全土ならびに世界各国に広まり、中国政府当局の統計で1999年の時点で中国国内だけでおよそ1億人が学んでいたと言われます(当時の共産党員は約7千万人)。しかし、中国共産党は一党独裁政権である上、当時の江沢民国家主席が法輪功の圧倒的な人気に嫉妬したことから、1999年7月20日に大弾圧を開始しました。弾圧は今も続いています。

法輪功学習者が臓器収奪の主たる対象となったのは、①臓器提供源で莫大な利益が得られる ②大弾圧により常時夥しい数の法輪功学習者が身柄を拘束されている ③中国共産党の連座制度で、多くの法輪功学習者は家族に類が及ぶことを心配して身元を明かさなかった ④法輪功は心身の健康増進に顕著な効果があり、学習者は総じて一般の人より健康体であったことによると言われます。

中国共産党による臓器収奪を非難し、人権状況の改善を求める意見書（案）

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きたまま臓器を強制的に摘出することです。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

- (1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。
- (2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。
- (3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。
- (4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われれます。

つきましては、国際人権規約を批准している我が国の政府ならびに関係機関には、一刻も早く正義の行動を起こしていただきたく、次の2点を要請いたします。

(A) すべての人権対話の場やパートナーとの関わりの中で臓器狩りの問題を提起し、非難する。日本国民を臓器移植の目的で中国に渡航させないための必要な行動をとり、移植医療、研究、訓練に関する中国側との協力関係を見直し、臓器移植法の法改正を行う。

(B) 法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害を即時停止し、人権状況を改善するよう中国政府に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年5月22日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 議会議長

〇〇〇〇

宛先：

| | | | |
|---------|----|----|---|
| 衆議院議長 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 参議院議長 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 総務大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 外務大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 厚生大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 国家公安委員長 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 警察庁長官 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |

ドキュメンタリー

中国共産党に屈しない人々 風雨天地を行く

SOS
Global
Rescue

ドキュメンタリー『風雲天地を行く』は中国共産党（中共）による迫害を受けながらも、屈する事無く真実を伝え続けた法輪功修煉者の姿を記録したものです。

江沢民「3ヶ月で法輪功を撲滅せよ」

ファールンゴン ファールンダーファー

1999年7月20日、当時の中共総書記、江沢民は中国伝統気功「法輪功」（法輪大法）の修煉者に対して恐怖と嫉妬を感じ「3ヶ月で法輪功を撲滅せよ」と独断で大弾圧を実施しました。当局は江沢民からの「（法輪功修煉者の）名誉を貶し、収入を絶ち、肉体を消滅する」という方針の下、不実な弾圧を正当化するため、法輪功に対して誹謗中傷を浴びせ、デマを宣伝し、擁護するものには圧力を掛け、ひいては焼身自殺事件をでっち上げるなどネガティブキャンペーンを全土で繰り返し続けました。

真実を伝え続けた法輪功修煉者

法輪功の修煉者はこの大々的な弾圧に追い詰められました。しかし彼らは迫害に怯むことなく、あちこちで静かに自らの無実、潔白を中共の嘘に騙された人々に伝え始めました。迫害の中、一部の者は当局に捕らえられ、その中には臓器を強制収奪され殺される者も少なくありませんでしたが、それでも彼らは真実を伝え続けました。

彼らの不屈の活動は、中共の邪悪な本質を暴露するとともに、世界中の正義と良知ある人々の心を動かし、大きな賛同を呼んでいます。



<https://youtu.be/U21GqieKHOQ>



映像をぜひご覧ください

英語原文：

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=MOTION&reference=B7-2013-0582&format=XML&language=EN>

P7_TA(2013)0603

採択文書(最終版)

2013年12月12日(木)ストラスブルグ

中国の臓器収奪問題

中国での臓器収奪に関する2013年12月12日付け欧州議会決議 (2013/2981(RSP))

欧州議会は、

- EU・中国関係に関する決議（2006年9月7日⁽¹⁾および2013年3月14日⁽²⁾）、世界の人権と民主主義についての年次報告2011年および同件についての欧州議会の方針に関する決議（2012年12月13日⁽³⁾）、世界の人権についての年次報告2009年および同件についての欧州議会の方針に関する決議（2010年12月16日⁽⁴⁾）、「臓器提供と移植に関する行動計画（2009～2015年）：加盟国間の協力を強めて」と題する欧州委員会の報告書に関する決議（2010年5月19日⁽⁵⁾）を勧案し、
- 2012年12月18日に採択された欧州連合基本権憲章、特に第三条の人間の完全性への権利を勧案し、
- 2009年11月21日、2012年12月6日、2013年12月2日に人権小委員会が開催した公聴会における、2000年以来、法輪功修煉者から不本意に大量の臓器が摘出されている事実についての元カナダ国務省アジア太平洋担当大臣デービッド・キルガー氏と人権擁護弁護士デービッド・マタス氏の各々の証言を勧案し、
- 1988年10月4日、「拷問および他の残虐・非人道的・品位を傷つける取扱または刑罰に関する条約」の中国による批准を勧案し、
- 手続き規定122項⁽⁵⁾および110⁽⁴⁾を勧案し、

次のA～Hであるがゆえに、

- A. 中華人民共和国は、年間1万件以上の臓器移植を行っており、中国の165の臓器移植センターで適合する臓器が2～4週間以内に見つかることと宣伝しているが、臓器を組織的もしくは効果的に提供または配給するための公的的制度はない。中国の臓器移植制度は世界保健機関（WHO）の要請する臓器調達ルートの透明性と追跡可能性を遵守しておらず、中華人民共和国政府は

制度への独立した査察に抵抗している。情報を得た上での自主的合意が倫理的臓器提供の前提条件である。

- B. 中華人民共和国では、伝統的な信念から、自主的な臓器提供率は極めて低い。1984年、中華人民共和国は、処刑された囚人から臓器摘出することを許可する規定を施行した。
- C. マンフレッド・ノワク氏（拷問および他の残虐・非人道的・品位を傷つける取扱または刑罰に関する元国連特別報告官）、カナダの二人の調査者デービッド・マタス氏（人権弁護士）とデービッド・キルガー氏（元カナダ国務省アジア太平洋担当大臣）が情報を求めたところ、中華人民共和国政府は、過剰な臓器の供給源について納得のいく説明をしていない。
- D. 中国臓器提供委員会の黄潔夫・主任委員（元中国衛生副部長）は2010年マドリード臓器提供・移植大会で、死亡したドナーから摘出された移植臓器の90%以上は中国で処刑された囚人のものであると発表し、2014年半ばまでには臓器移植手術が認可されている全ての病院は、処刑された囚人の臓器の利用を停止し、自主的に提供され、現在確立中の国家システムを通して割り当てられた臓器のみを使うことが要請されるという声明を出した。
- E. 中華人民共和国は2015年までに、処刑された囚人からの臓器狩りを段階的に減少させ、コンピュータ化された臓器割当システムである中国臓器移植対応システム（COTRS: China Organ Transplant Response System）を導入することを発表した。これは、2014年半ばまでに臓器移植手術の認定病院全てで、処刑された囚人からの臓器利用を停止するよう要請する取り組みに矛盾するものである。
- F. 1999年7月、中国共産党は精神修養法である法輪功を撲滅する目的で徹底的な迫害運動を全国的に導入し、数十万人の法輪功修煉者が逮捕・拘束されることとなった。ウイグル、チベットの囚人も強制的な臓器移植の標的にされていると報告されている。
- G. 国連拷問禁止委員会と国連特別報告官（拷問および他の残虐・非人道的・品位を傷つける取扱または刑罰担当）は、囚人からの臓器狩り疑惑に懸念を表明し、臓器移植制度における責任所在と透明性を強化し、乱用の責任者を罰するよう、中華人民共和国政府に要求した。移植臓器販売の目的で宗教犯、政治犯を殺害することは、言語道断の行為であり、生命の基本的権利に対する堪え難い侵害である。
- H. 2013年11月12日、国連総会は国連人権理事会の理事国に2014年1月1日からの3年任期で中国を選出した。

次の1.~6.の決議を行う。

1. 中華人民共和国で、良心の囚人から、合意なく、系統的に国家容認のもとで臓器狩りが行われているという、継続的で信頼性における報告を深く懸念する。良心の囚人には、宗教的信念のために投獄されている多数の法輪功修煉者、その他の宗教、少数民族が含まれる。
2. 2015年までに、処刑された囚人からの臓器狩りを段階的に減少させるという主張は認めない。中華人民共和国政府が直ちに良心の囚人および宗教・少数民族のグループからの臓器狩りを即刻停止することを要求する。
3. 欧州連合およびその加盟国が中国の臓器狩り問題を提起することを要求する。欧州連合およびその加盟国は中国の臓器移植の乱用を公に譴責し、中華人民共和国に旅行する自国民にこの問題を認識させるよう勧告する。欧州連合による中華人民共和国での臓器移植に対する完全で透明性のある調査と、この非倫理的な活動に従事したことが発覚している者の起訴を要求する。
4. 臓器移植手術の件数の増加に伴う、死刑囚の数より多い臓器供給源の説明を中華人民共和国政府に求める国連特別報告官（拷問および他の残虐・非人道的・品位を傷つける取扱または刑罰担当）および国連特別報告官（宗教もしくは信仰の自由担当）の要請に中国当局が十分に対応することを要求する。
5. 法輪功修煉者を含む中国の良心の囚人全てを即時釈放することを要求する。
6. 欧州議会議長に本決議を下記に伝えることを指示する。

欧州理事会、欧州委員会、欧州委員会副委員長／欧州連合外務・安全保障政策上級代表、欧州連合人権特別代表、国連事務総長、国連人権理事会、中華人民共和国政府、全国人民代表大会。

脚注：

- (1) OJ C 305 E, 14.12.2006, p. 219.
- (2) 採択文書, P7_TA(2013)0097.
- (3) 採択文書, P7_TA(2012)0503.
- (4) OJ C 169 E, 15.6.2012, p. 81.
- (5) OJ C 161 E, 31.5.2011, p. 65.

欧州議会 中国における臓器摘出中止を求める書面声明を発表

2016年09月17日

2016年夏季後第一回目となる欧州議会全体会議で、議会主席は414名の議員が共同署名した48号書面声明を正式に発表しました。声明は現在中国で実施されている良心の囚人（政治犯）の臓器を生きたまま摘出する行為を即時中止すること、また、この行為に関する第三者機関による調査を即時実施することを中国政府に求めています。

48号書面声明は9カ国の12名の超党派議員によって今年4月27日に発起され、3カ月のうちに414名のEU加盟国すべての28カ国の議員、これまで声明に署名しなかった議員を含むすべての欧州議会党の議員が賛同し、署名に加わりました。

議会で通過した書面声明は欧州議会全体の姿勢を代表するものです。

同声明は、中国に国家の認可を受けた良心の囚人の臓器摘出システムが存在するとの信頼性の高い報告が継続的に行われていること、そして生きたまま臓器を摘出されている人の多くが平和的に気功を学ぶ法輪功学習者やウイグル人、チベット人、キリスト教徒であると指摘しています。

声明は、国際社会はこれまでもずっと中国で行われている臓器摘出を制止する行動を取るべきだと非難の声を上げてきたこと、問題の深刻度に鑑みて、第三者による独立した調査を行うと共に、EU委員会と理事会は2013年12月12日に欧州議会で可決された中国の臓器摘出に関する非難決議の要求を速やかに実行し、報告を行うことを求めました。

書面声明の発起人の一人であるトーマス・デクスキー議員：「声明が発表されとても嬉しいです。この書面声明に対して、我々はさらに正式な態度で臨むべきであり、非常に重要な議題です。すべての臓器摘出事案について調査を行わねばなりません。」